



厚生労働省山形労働局委託

令和5年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

企業の労務改善をアシストします

ASSIST

雇用を守るとか
働く環境をよくするとか
同一労働同一賃金とか
生産性をあげて、処遇を改善…
課題は山積みですね

相談
無料

それ！み～んなまとめて

専門家(社労士)がご相談をお受けします！

まずは、 **0800-800-3552** へご連絡ください。

相談 申 込 書	会社名			担当者	(所属)	(氏名)
	住所	〒				
	電話番号	()		メール		
	希望の相談方法	☐ 電話 ☐ メール ☐ センターへ来所 ☐ 会社訪問 ☐ オンライン				
相談 内 容	☐ 就業規則 ☐ 3 6 協定 ☐ 育児・介護休業の改正 ☐ ハラスメント対策					
	☐ 労働時間の管理 ☐ 変形労働時間制 ☐ 年次有給休暇の付与 ☐ 長時間労働の是正					
	☐ 同一労働同一賃金 ☐ 兼業・副業のルール ☐ 多様な正社員制度 ☐ テレワーク					
	☐ 仕事と家庭の両立 ☐ 人材確保や定着					
	☐ その他 ()					

FAXでのお申込みは、**023-664-1114**まで

ご相談・お問合せ内容は、秘密厳守いたします。

山形働き方改革推進支援センター

〒990-0039 山形市香澄町 3-2-1 山交ビル4階 Eメール yamagata.shiencenter@gmail.com

受託 山形県社会保険労務士会

相談申込

